

個人住民税の定額減税について

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。
個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる方

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

減 税 額

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

- ※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
- ※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
- ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法（令和6年度分）

（定額減税の対象となる方）

① 給与所得に係る特別徴収 （給与所得者の方）

- 令和6年6月分は徴収されず、
定額減税「後」の税額が
令和6年7月分～令和7年5月分
の11か月で均されます。

※合計所得金額1,805万円超の方や均等割・森林環境税のみ課税者など、定額減税が適用されない方は、通常どりの徴収方法となります。



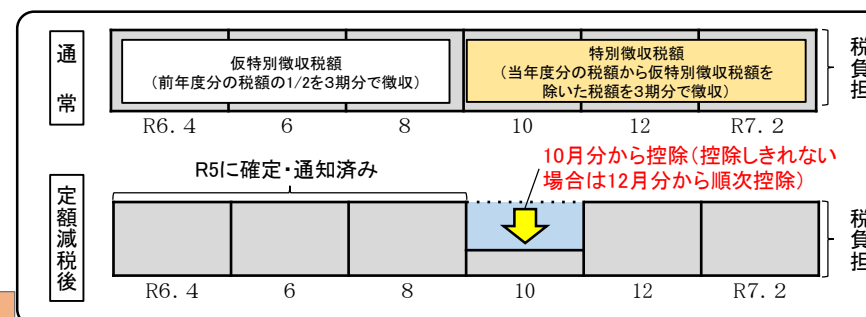
② 普通徴収 （事業所得者等の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに
算出された第1期分（令和6年7月1
日納期分）の税額から控除され、控
除しきれない場合は、第2期分（令和
6年9月30日納期分）以降の税額か
ら、順次控除されます。



③ 公的年金等に係る所得に係る 特別徴収（年金所得者の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算
出された令和6年10月分の特別徴
収税額から控除され、控除しきれな
い場合は、令和6年12月分以降の特
別徴収税額から、順次控除されます。



そ の 他

- 定額減税は住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 減税額（減税控除済額）は、納税通知書の2ページ（口座振替・年金特別徴収の方は表面の上段）又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 減税しきれない場合（減税控除外額）は、別途給付金（調整給付）が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。
（<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>）
- 所得税（国税）の定額減税の詳細は国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。
（<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>）

「控除済額（実際に減税された額）」と「控除外額（減税しきれなかった額）」が印字されます。減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。

2 ページ目：「各納期の納付額及び納期限」の下の余白

「摘要欄」

「納付方法」の下の余白

「4.年税額」の上の余白 ※変更後の額を記載

〒○○○-○○○
兵庫県加古川市○○○

令和6年度 市民税・県民税・森林環境税 税額変更通知書

図章番号 印 無

お問い合せの際は、図章番号をお知らせください。
あなたの市民税・県民税について、下記のとおり変更したので通知します。

令和 6年 ○月 ○日

加古川市長

印

4. 年税額 (単位: 円)

	更 正		前 更 正		後 正	
	市	民 税	県 民 税	市	民 税	県 民 税
算 出 所 得 割 額						
税 額 控 除 等						
配 当 ・ 譲 渡 割 控 除 額						
所 得 割 額						
均 等 割 額						
減 免 税 額						
森 林 環 境 税 額						
年 税 額						
給 与 特 徴 税 額						
年 金 特 徴 税 額						
普 通 徴 収 税 額						
控 除 不 足 額						
充 当 又 は 委 託 納 付 額						